

入札公告

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

平成30年8月20日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
総務部長 高橋 宏昌

1. 調達内容

- (1) 調達件名 平成30年度海洋水産資源開発事業（海外まき網）に係る洋上魚群探索への無人ヘリコプター応用に向けた研究に関する委託事業
- (2) 調達仕様 入札説明書による
- (3) 履行期間 自) 契約締結日（平成30年10月1日予定）
至) 平成31年3月29日
- (4) 履行場所 入札説明書による。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「調査・研究」又は「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、地方公共団体を除く。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札方法及び提案書等の提出方法

- (1) 入札方法 入札金額は、上記調達件名に係る代金額の上限としての総価を記載すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
また、この契約希望金額は、概算契約における上限額でしかなく、委託事業を実施した結果、実際の所要金額がこの契約希望金額を下回る場合には、額の確定のうえ、実際の所要金額を支払うこととなる。

- (2) 提案書等の提出方法 入札説明書のうち応札資料作成要領に定めるところにより、入札者は、提案書、誓約書及び提案書頁番号欄に該当頁を記載した評価項目一覧を、下記6.の入札書及び提案書等の提出期限までに提出場所に正1部を提出するとともに電子媒体にてメール送信すること。

4. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。入札説明書には、応札資料作成要領、評価項目一覧、評価手順書を含む。

①直接交付

神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3
国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター開発業務課支援係
電話 045-227-2728
FAX 045-227-2705

②宅配便着払いによる交付

任意様式に「海外まき網・無人ヘリ入札説明書宅配便着払いにて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

③メールによる交付

任意書式に「海外まき網・無人ヘリ入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

5. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、平成30年9月14日までに上記4. あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

6. 入札書及び提案書等の提出期限及び提出場所

平成30年9月19日 10時00分

4.①に同じ

入札書及び提案書等は上記日時までに提出するが、開札は提案書等の審査を終了した下記8. の日時及び場所にて行う。

7. 提案書等の審査

入札者が提出した提案書等は、評価項目一覧（提案要求事項）に記載している評価基準に基づき、点数を決定する。評価項目のうち必須項目については、全て満たなければ不合格となる。

8. 開札の日時及び場所等

平成30年9月21日 10時45分

神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3

クイーンズタワーB 15階

国立研究開発法人水産研究・教育機構 会議室1

開札後、価格点の計算及び技術点との合計作業があるため、落札者の決定まで時間を要することがある。

また、上記7. で不合格となった者の入札書は、開札しない。

9. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、入札説明書等で示す要求事項のうち必須項目の要求を全て満たしている提案をした入札者の中から、総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、おそれがあるおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札し、入札説明書等で示す要求事項のうち必須項目の要求を全て満たしている提案をした他の者のうち総合評価の方法をもって落札者を決定することがある。

(6) 入札者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

(7) 詳細は入札説明書による。

10. 契約に係る情報の公表

(1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等^{※注1}として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること^{※注2}

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いします。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

11. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

仕 様 書

1. 事業名

平成 30 年度海洋水産資源開発事業（海外まき網）に係る洋上魚群探索への無人ヘリコプター応用に向けた研究に関する委託事業

2. 事業実施の目的及び概要

(1) 目的

海外の大型まき網漁船はブリッジ上にヘリポートを有し、有人ヘリコプターを搭載して魚群探索を行い成果を上げている。一方、我が国海外まき網船団の主力を占める 349 トン型漁船は船上スペースが限られるため有人ヘリコプターを搭載することができない。そこで、本事業では比較的小型のまき網船から発着できる無人ヘリコプター（以下「無人ヘリ」という。）を魚群探索に応用することを企図し、既存の無人ヘリを洋上で運用するために必要な研究を委託する。これにより魚群探索の効率向上を図り、我が国まき網漁業の国際競争力を強化することを目的とする。

(2) 概要

海外まき網漁業における魚群探索は海鳥レーダーで発見した鳥群を指標として魚群を探索するのが基本である。無人ヘリによる魚群探索では海鳥レーダーに映る鳥群の位置まで飛行し内蔵カメラで撮影し漁船に送信した画像から、乗組員が魚群の有無・規模を推定し、意思決定につなげることを想定している。

こうした運用のためには、まず上記目的に十分な飛行性能を持つ無人ヘリを選定し、船上使用が可能となるような仕様変更や設備追加を行う必要がある。さらに狭い船上への発着試験や無線のテストを実施した後に、漁場での探索実証試験へ移行する。最終的に魚群探索に使用可能であることを実証し、海外まき網船団への実装を目指す。また本試験では将来の自動発着機能の開発や魚群画像の自動識別の開発に向けた基礎データ取得も合わせて行う。

受託者は上記を前提条件として、下記の機体仕様を満たす無人ヘリを用意し船上使用に必要な仕様変更を施した上で、下記の調査項目に関する研究を実施する。なお、実船を用いて行う船上発着試験等は開発調査センターが用船する海外まき網漁船上で行う。

(機体仕様)

本事業に使用する無人ヘリ機体は、受託者が以下の各仕様を満たすものを用意すること。

- ・微風状態での航続距離が 80km 以上
- ・最大積載量が 30kg 以上

- ・機体全長が 4m以内
- ・機体重量は 150kg 以内
- ・目視外プログラム飛行が可能
- ・無線・衛星通信等によりコマンド送信が可能
- ・魚群の有無、魚群性状を判断するための画像送信の機能

(調査項目)

1) 動揺のある船上での発着技術の検討

動揺のある船上で無人ヘリを発着するためには、動揺の影響を除き水平を保つ機能を有するモーションベースといわれる発着台が当面は必要と想定される。本事業ではモーションベースに関し以下の検討を行う。

①モーションベースを使用した発着の検討

漁船上にモーションベースを設置し、そこからの発着試験を繰り返し、技術的課題を抽出する。必要に応じて機体及びモーションベース双方の動作プログラムを改良し漁船上での安定した発着を目指す。当初は着岸状態の漁船上で行い、その結果に応じて洋上での試験に移行する。これに付随して、揺れのレベル測定、航走しながらの発着などの試験を実施する。

②将来モーションベースを不要とするための制御能力向上

無人ヘリの制御技術が向上すれば、将来モーションベースは不要となる可能性がある。本事業では、実運用の中で得られたデータに基づき、将来の制御技術開発の方向性について提言を行う。

2) 無人機から船への映像転送試験

無人機が撮影した映像（静止画・動画）を船上に転送し、その映像を見た調査員・船員らが魚群の有無を判定する。このために以下の検討を行う。

①画質の検討

衛星通信を使用した映像伝送を行い、画質・タイムラグ・コストについて検討する。

②伝送方法の検討

地上波での映像伝送試験を行い、衛星通信との差異を検証する。もって両者の利点欠点を整理する。

3) 船上から衛星通信経路による飛行中の機体及びカメラの操作性検討

衛星通信経路によるタイムラグの影響に関し、任務遂行可能な機体/カメラの操作性を有しているか、否かの検討をする。

4) 船上での長期間使用に伴う劣化とメンテナンス方法の検討

洋上での長期間使用では、海水の塩害等による機体への損傷が発生しうる。今後の運用に向

け、洋上使用による塩害・振動の影響を評価し、その対策について検討する。同時に洋上で
のメンテナンス方法についての検討も進める。

5) 漁船レーダーの影響調査

レーダーによる機体の制御系への悪影響の検証

(以上)